

綾瀬市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者が、成年後見制度を円滑に利用し、権利が擁護されることにより、地域で安心して暮らせる体制を整備するために設置する、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核となる機関（以下「中核機関」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 成年後見人等 家庭裁判所によって選任された成年後見人、保佐人及び補助人をいう。
- (2) 地域連携ネットワーク 地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域、福祉、司法、行政等の多様な分野・主体が連携するしくみをいう。
- (3) 協議会 綾瀬市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づき設置する綾瀬市成年後見制度利用促進協議会をいう。

(設置及び運営)

第3条 中核機関の設置主体は綾瀬市とし、市長は中核機関の運営を行う。

2 中核機関に関する庶務は、障がい者権利擁護主管課、高齢者権利擁護主管課及び社会福祉施策主管課において処理する。

(中核機関の業務)

第4条 中核機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 成年後見制度の広報及び啓発に関すること。
- (2) 権利擁護支援及び成年後見制度の相談及び利用支援に関すること。
- (3) 成年後見人等の候補者の育成及び支援に関すること。
- (4) 成年後見人等の支援に関すること。
- (5) 地域連携ネットワークのコーディネートに関すること。
- (6) 協議会の運営に関すること。

(7) その他成年後見制度の利用促進に関すること。

2 市長は、前項に掲げる業務を適切に行うことができると認められる場合は、業務の一部又は全部を委託して実施することができるものとする。

(対象者)

第5条 中核機関の支援の対象者は、綾瀬市に在住する者又はこれに準ずると市長が認める者であつて、権利擁護及び成年後見制度等の利用に係る支援を必要とする者又はその親族若しくは支援に関係する者とする。

(守秘義務)

第6条 中核機関の業務に従事する者は、関係法令等の規定を遵守し、支援の対象者の個人情報을適正に取り扱うとともに、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後においても同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。